

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 6 8 回 本 部 会 議

日時：令和3年7月31日（土） 15：30～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

北海道におけるまん延防止等重点措置について（協議事項）

3 閉 会

資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要

資料2 道内の感染状況等について（案）

資料3 札幌市の感染状況について

資料4 北海道におけるまん延防止等重点措置（案）

資料5 北海道におけるまん延防止等重点措置（道案）に対する主な意見

新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針の主な変更について

1 措置区域の変更

(1) 緊急事態措置区域の追加、延長

措置	対象区域	期 間
追加	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月2日 ～8月31日 (30日間)
延長	東京都、沖縄県	8月31日まで

(2) まん延防止等重点措置の追加等

措置	対象区域	期 間
追加	北海道、石川県、 京都府、兵庫県、 福岡県	8月2日 ～8月31日 (30日間)
終了	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月1日まで

2 まん延防止等重点措置区域における主な取組等

項 目	内 容
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。 ただし、<u>感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができる。</u>
入場制限等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事の判断により、措置区域において、特に、大規模な集客施設について、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行うこと。
外出自粛等	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、<u>外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること等</u>について、住民に対して協力の要請を行うこと。
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> 主催者等に対して、規模要件等（人数上限5,000人等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。

道内の感染状況等について (案)

【令和3年7月31日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (7/30)	477床 ➔	6床 ➡	1567人 ➔	6.7% ➔	1243人/週 (23.4人) ➔	1.71 ➔	51.8% ➔
うち札幌市内	239床 ➔	5床 ➔	989人 ➔	8.0% ➔	799人/週 (40.9人) ➔	1.52 ➔	53.6% ➔
道ステージ4基準 (国ステージIII)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
道ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
全道 (7/30)	確保病床の使用率 23.9%	入院率 30.4%	確保病床の使用率 4.1%	29.5人	6.7%	23.4人	51.8%
うち 札幌市内	39.6%	24.2%	8.8%	50.6人	8.0%	40.9人	53.6%
国 ステージⅣの 指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上
国 ステージⅢの 指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上

総評①

【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、先週比で25日間連続で増加し、4連休明けから連日200人を超える確認が続いている。
- 特に札幌市においては、連日100人を超える新規感染者が確認され、人口10万人当たり40人を超えるなど、感染の拡大が続いている。全道の感染者数の約65%を占め、全体の感染者数を大きく押し上げている。
- 札幌市以外においても、石狩、胆振、渡島、オホーツク管内で飲食店や事業所、学校などでの集団感染が発生するなど、新規感染者数が増加している。

【デルタ株】

- 検査数の約30%がデルタ株であり、感染の広がりが見られる。直近一週間では、全道のうち、約70%が札幌市に集中している。

【医療提供体制】

- 入院患者数、療養者数は、増加が続いている。特に札幌市内においては、フェーズ3相当での病床を確保し、対応しているものの、病床使用率は35%を超えている。

【ワクチン】

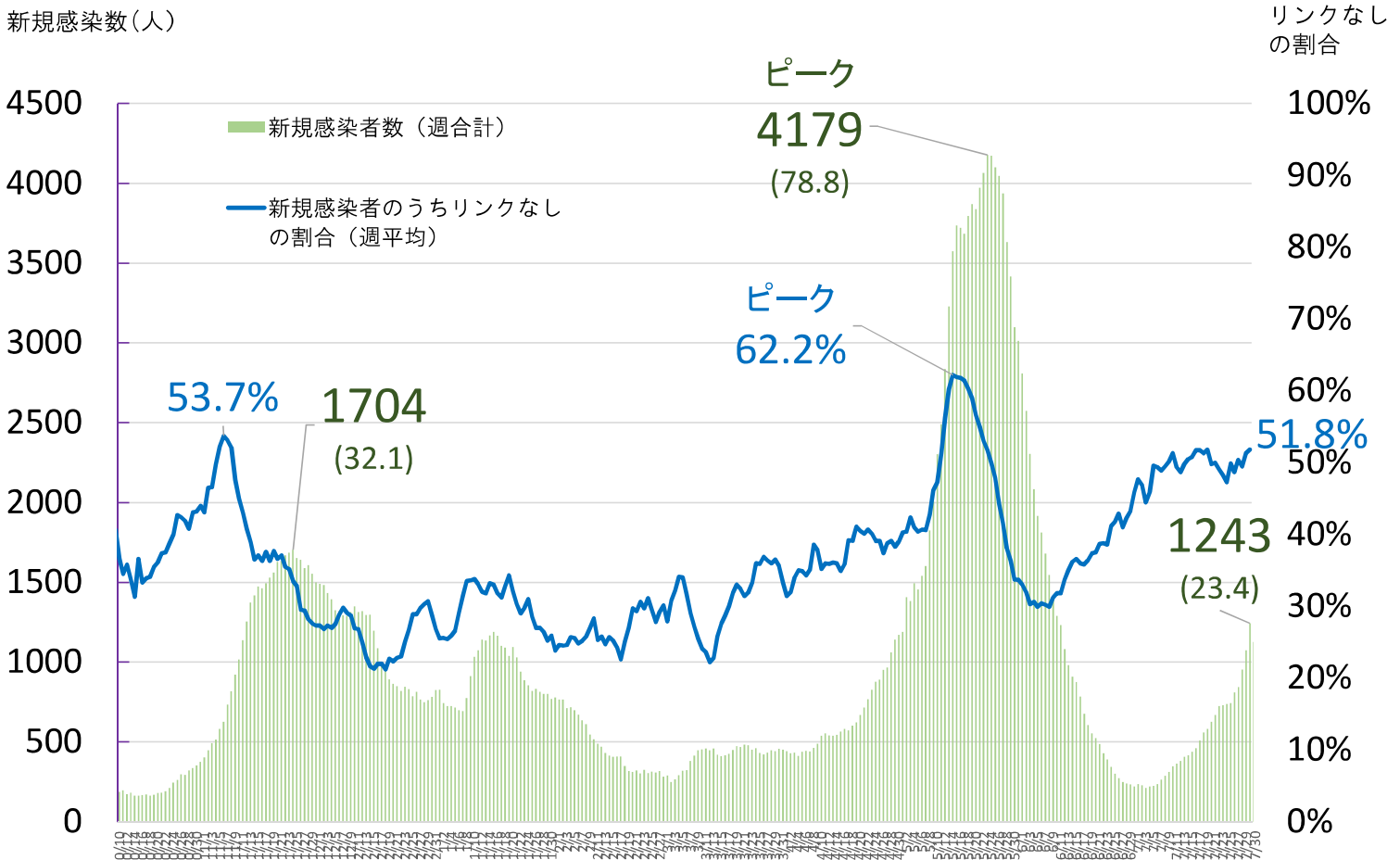
- 道内における接種率は、7月29日現在、1回目33.3%、2回目22.4%。このうち、65歳以上の高齢者への接種は、1回目83.5%、2回目65.0%が終了した。

総評②

【今後の対策】

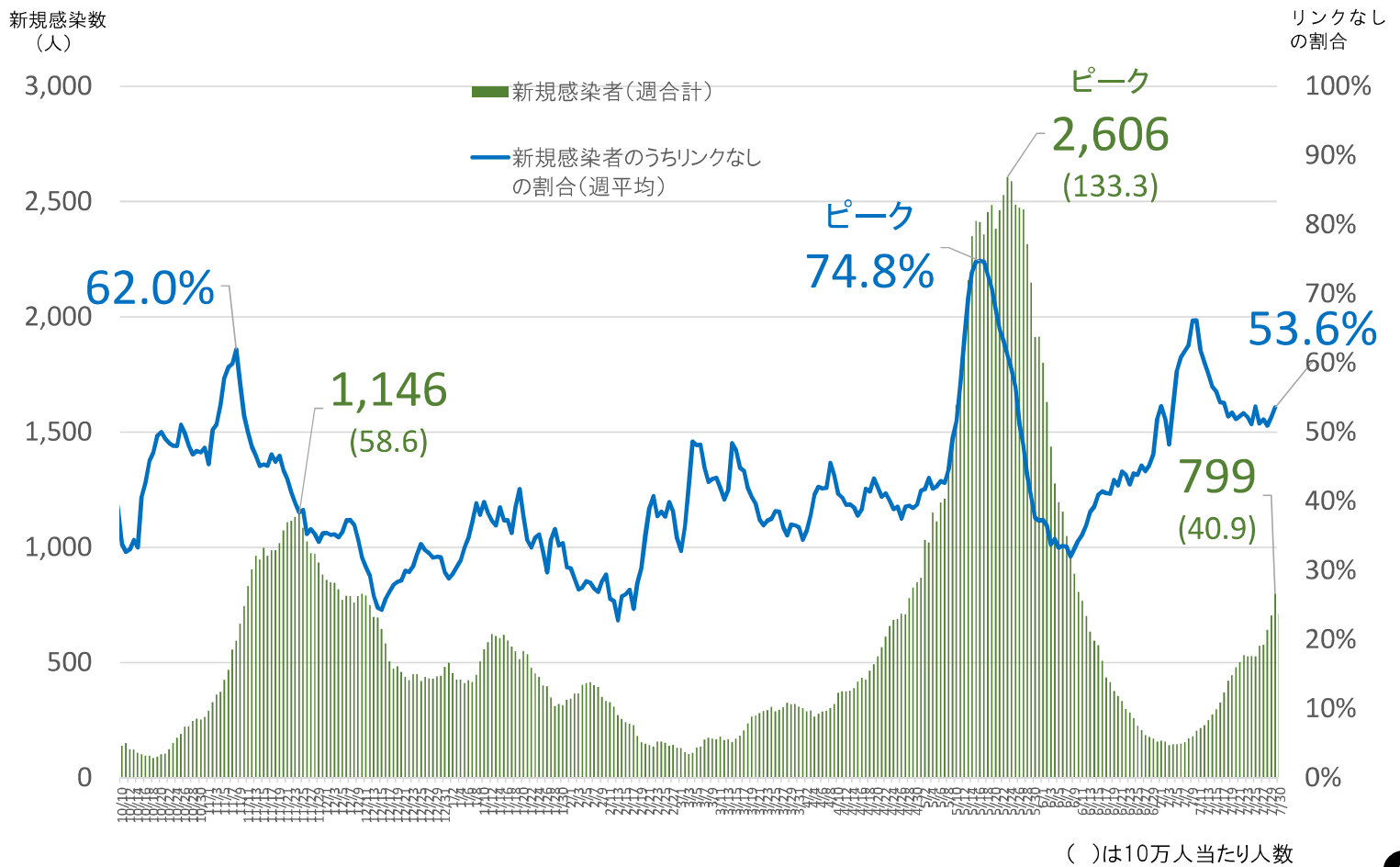
- 道では、7月20日及び7月26日に、まん延防止等重点措置の適用について、国に要請を行い、7月30日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として決定された。
- 札幌市については、道の警戒ステージ5相当とし、まん延防止等重点措置の下、人と人の接触機会を徹底して抑えるための措置を実施する。
- 全道においては、これ以上の感染拡大を抑えるために、道の警戒ステージを4へ移行し、感染防止対策、感染リスクを回避する行動の徹底を図る。
- また、夏休みシーズンに入り、人の移動が活発化する中、来道を検討されている方に対して、感染防止対策の徹底を働きかける。
- ワクチン接種については、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあり、引き続き、市町村へのきめ細かな支援を行うなど、希望する方が一日も早くワクチン接種を終えることができるよう取り組む。

感染状況(全道)

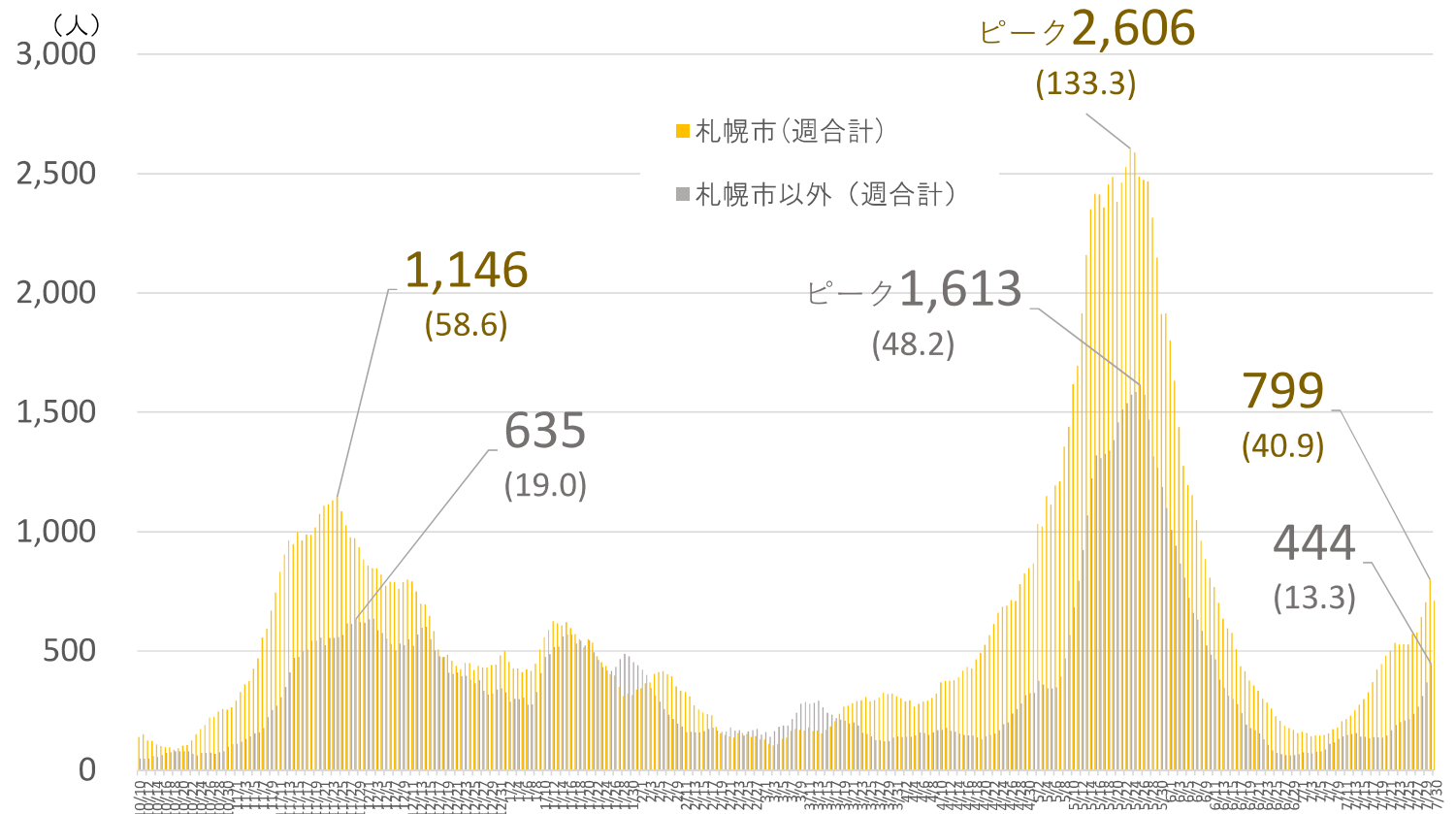


()は10万人当たり人数

札幌市の感染状況



新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



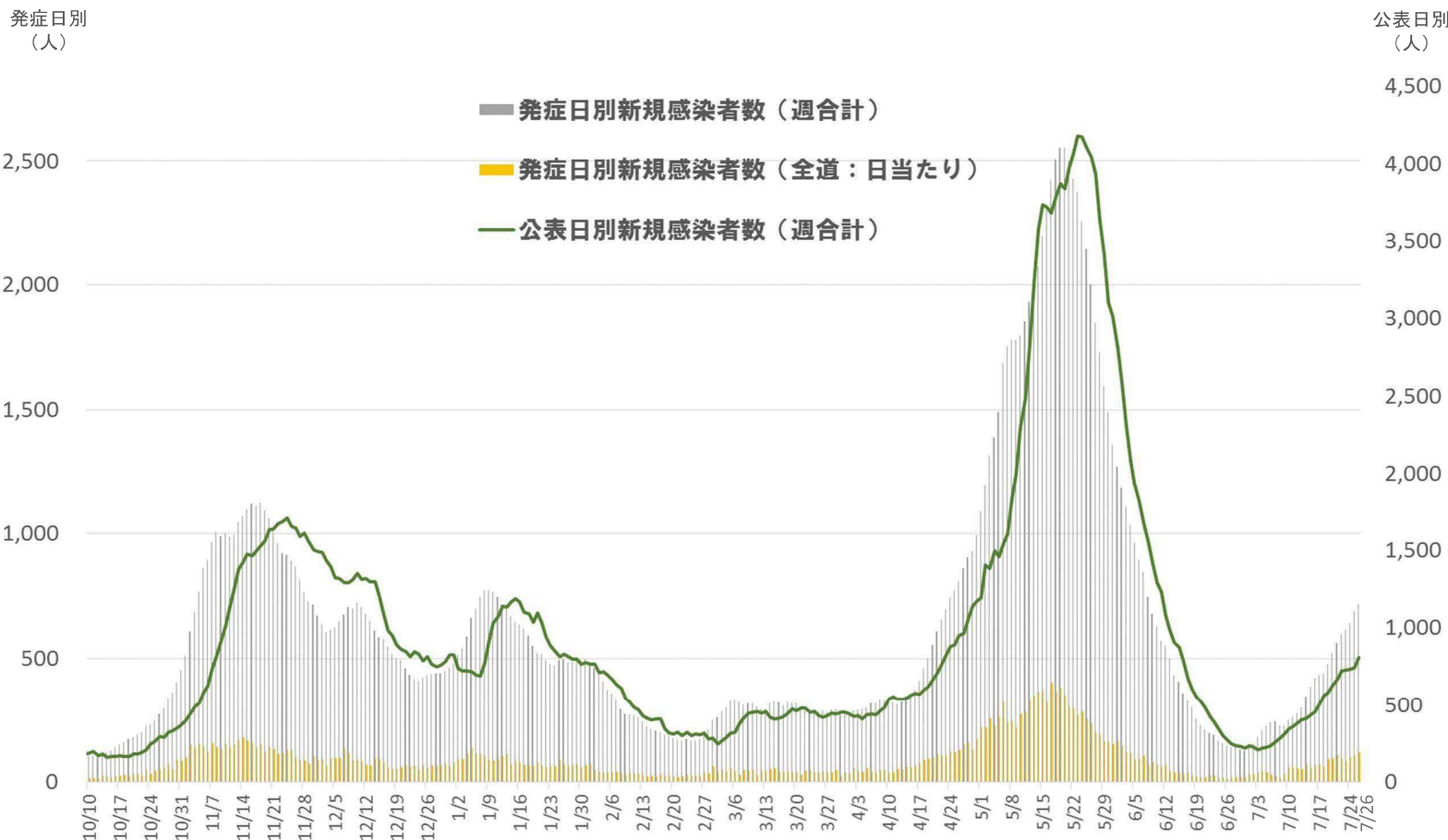
※7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者並びに札幌市以外が札幌市居住として発表した者及び居住地を「その他」として発表した者のうち札幌市居住である者を含む。

地域別の感染状況

	空知	石狩 (札幌除く)	札幌市	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
7/17 ～ 7/23	5	30	527	11	37	0	10	1	21	0	0	73	4	6	1	3	729
7/24 ～ 7/30	13	86	799	27	51	5	56	1	46	1	1	70	41	26	1	19	1,243

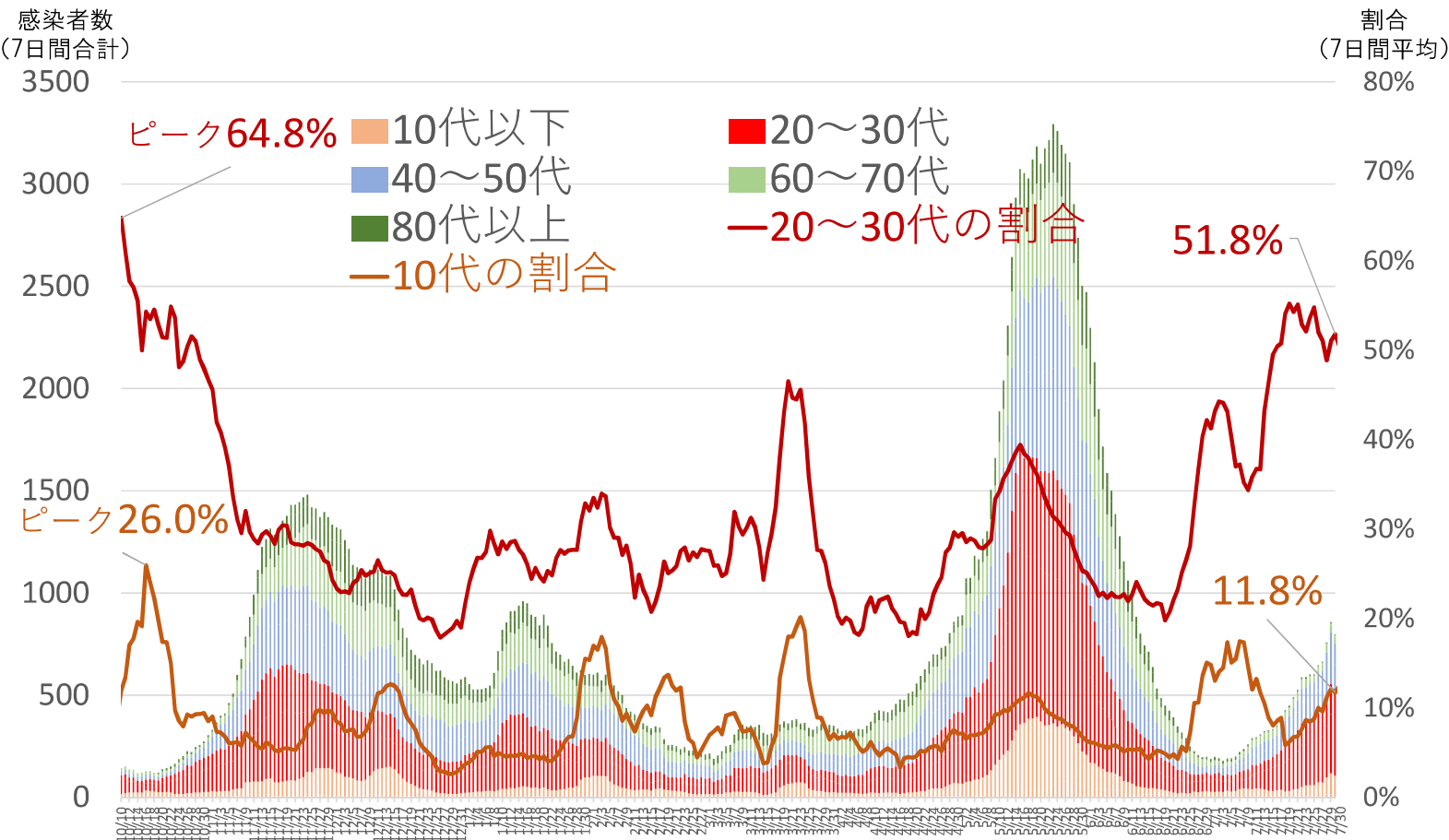
※「居住地」により整理。なお、居住地非公表として発表した者等は、各振興局等に含めて計上。

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数の推移(全道)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

年代別新規感染者の割合

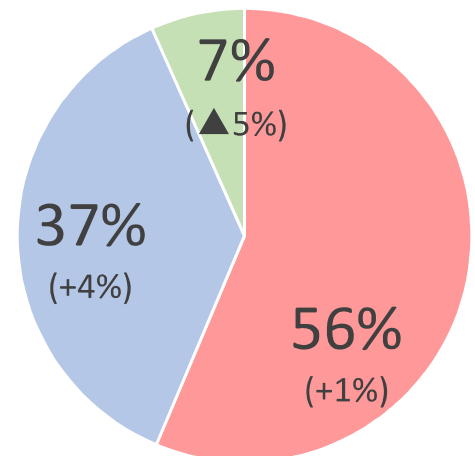
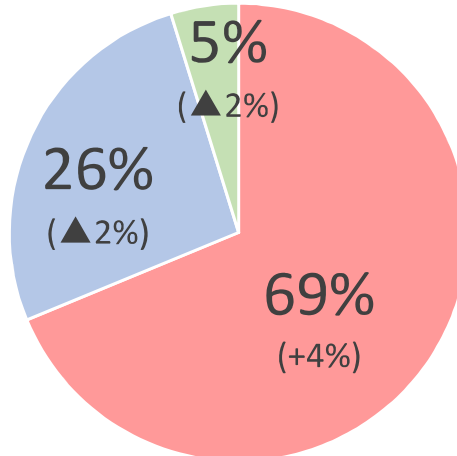
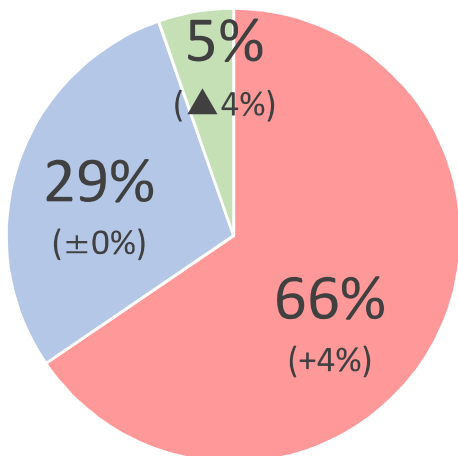
7日間合計 (7 / 24 ~ 30)

30代以下 40~50代 60代以上

全道

札幌市

札幌市以外



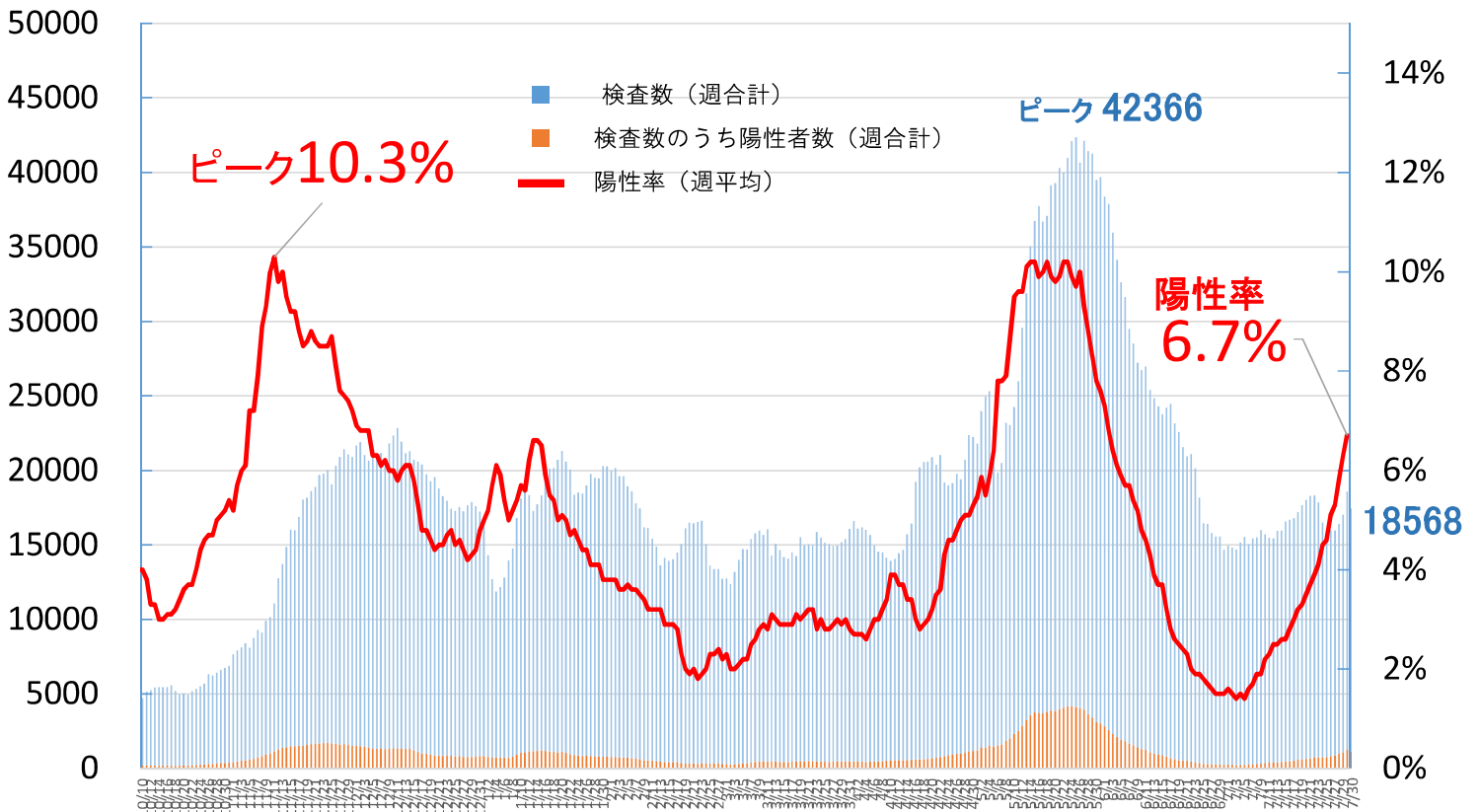
()内の数値は、先週(7/23)からの増減値

(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)(全道)

検査数(人)

陽性率

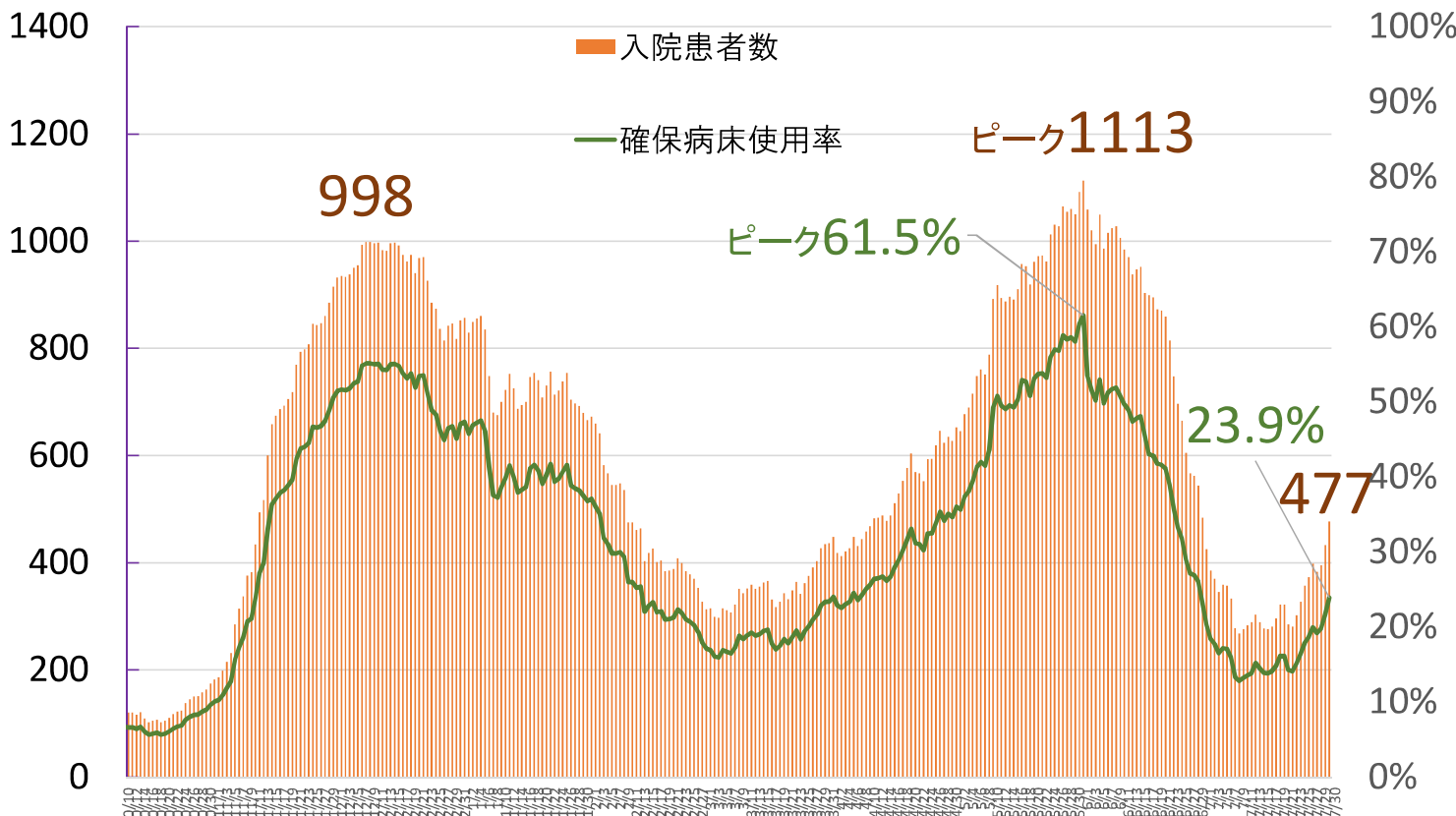


12

医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)

入院患者数(人)

病床使用率

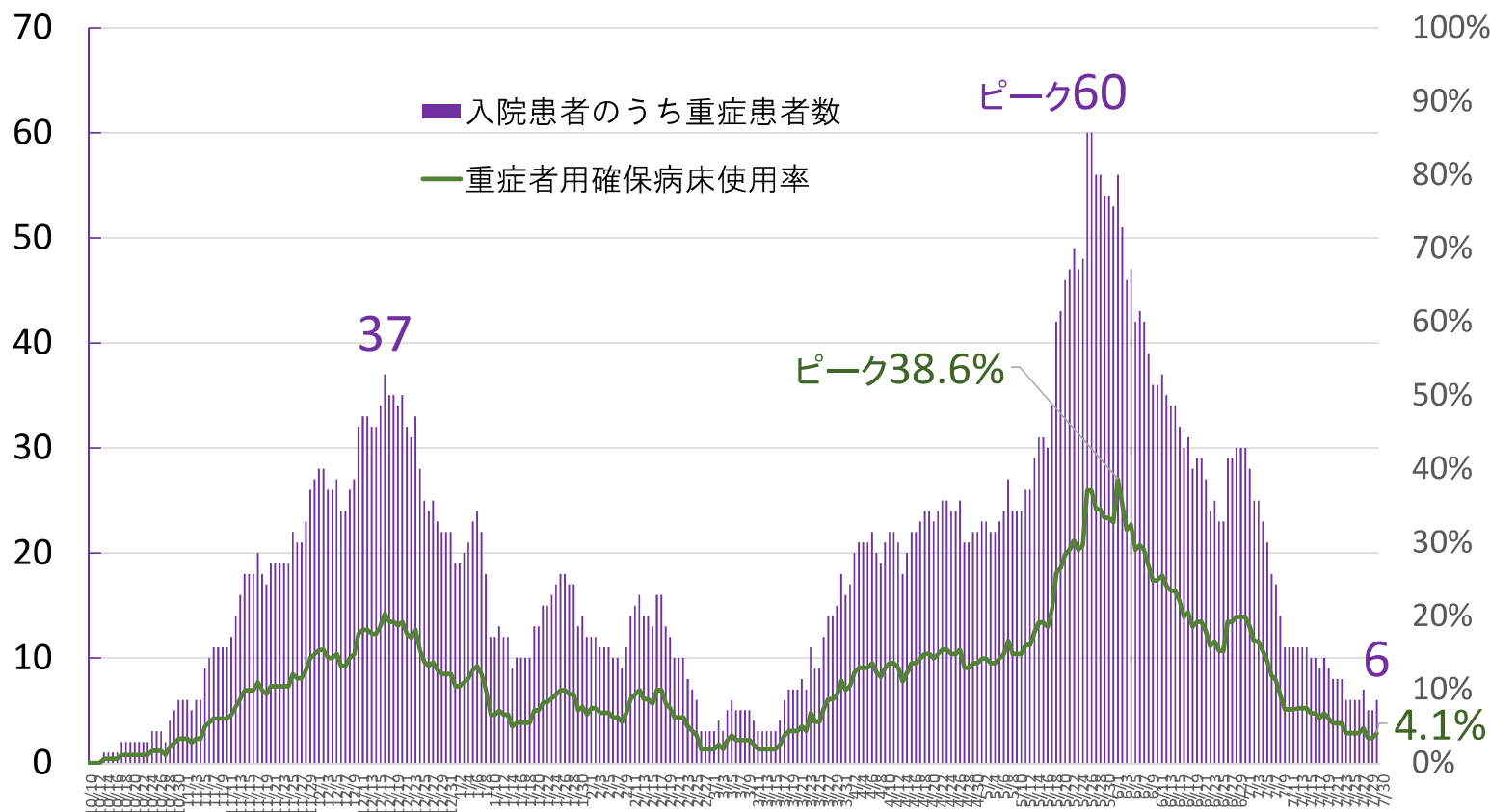


13

医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)

入院患者数(人)

病床使用率



14

集団感染の発生状況(全道)

	3月	4月	5月	6月	7月 (7/1~30)
医療施設 福祉施設	14件 (294人)	23件 (512人)	86件 (1899人)	22件 (220人)	5件 (50人)
事業所等	9件 (110人)	9件 (81人)	36件 (605人)	26件 (260人)	15件 (114人)
飲食店等	8件 (96人)	14件 (102人)	13件 (134人)	2件 (16人)	10件 (73人)
学校	5件 (84人)	7件 (113人)	23件 (234人)	9件 (89人)	9件 (143人)
合計	36件 (584人)	53件 (808人)	158件 (2872人)	59件 (585人)	39件 (380人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

15

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	7/10～16		7/17～23		7/24～30	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	1件 (14人)	—	2件 (19人)	—	1件 (12人)	1件 (5人)
事業所等	5件 (35人)	—	4件 (37人)	—	1件 (12人)	2件 (10人)
飲食店等	—	—	—	3件 (27人)	2件 (12人)	4件 (25人)
学校	1件 (9人)	1件 (14人)	1件 (9人)	—	1件 (58人)	3件 (19人)
合 計	7件 (58人)	1件 (14人)	7件 (65人)	3件 (27人)	5件 (94人)	10件 (59人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

16

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(7/29現在)

区分	1回目		2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	1,753,868	33.3%	1,180,085	22.4%
うち65歳以上	1,382,502	83.5%	1,075,912	65.0%
(参考) 全国	42,341,441	33.3%	29,414,470	23.1%
うち65歳以上	30,415,815	85.7%	25,940,633	73.1%

※接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数は含まない。全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

17

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 高齢者(65歳以上)向け接種について

※道内高齢者人口区分別接種状況

高齢者人口区分 (市町村別)	市町村数	高齢者 人口(人)	接種率		
			7/29時点		7/27時点比 (1回目)
			1回目	2回目	
10万人以上	2	644,873	79.1%	53.0%	+ 6.7 pt
5万人以上	2	146,108	84.5%	69.8%	+ 0.8 pt
3万人以上	6	249,767	84.0%	65.2%	+ 0.8 pt
1万人以上	12	200,028	87.2%	73.0%	+ 0.9 pt
5千人以上	23	165,833	85.9%	71.8%	+ 0.5 pt
3千人以上	21	79,529	88.4%	81.7%	+ 0.2 pt
1千人以上	85	151,058	89.3%	81.1%	+ 0.1 pt
1千人未満	28	19,151	88.5%	86.3%	+ 0.1 pt

※VRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

18

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 一般接種(高齢者向け接種含む)の状況

- 65歳以上の高齢者への接種は、VRSへ実績が反映されるまで一定の時間を要することを踏まえると、現時点で正確な状況を把握することは難しいが、多くの市町村で1回目接種率80%を超えるなど、概ね順調に進捗。
- 道医師会や札幌大等と連携・協力の下、札幌圏に6月19日から8月13日(予定)までの間、道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を設置。現在、2回目接種を順次実施中。
- ワクチンの有効活用のため、市町村における接種実績等を把握した上で、接種対象人口に対する供給率が高い市町村からワクチンを必要とする市町村への融通を、道が積極的に調整。

【参考】12歳以上の接種対象人口に対する供給率の状況 (ファイザー社製分のみ・第12クールまで、単位:市町村数)
80%以上:115 (100%以上:47、100%未満90%以上:27、90%未満80%以上:41)

- 今後とも、一日も早く希望される方にワクチン接種を受けていただけるよう、市町村等の接種体制の充実・強化等に取り組む。

19

デルタ株の検査状況

期間	スクリーニング検査数	デルタ株 疑い事例	スクリーニング 検査陽性率(※)
7/10~16	372	105 (64)	29.7%
7/17~23	482	178 (147)	39.0%
7/24~30	1119	389 (267)	36.5%

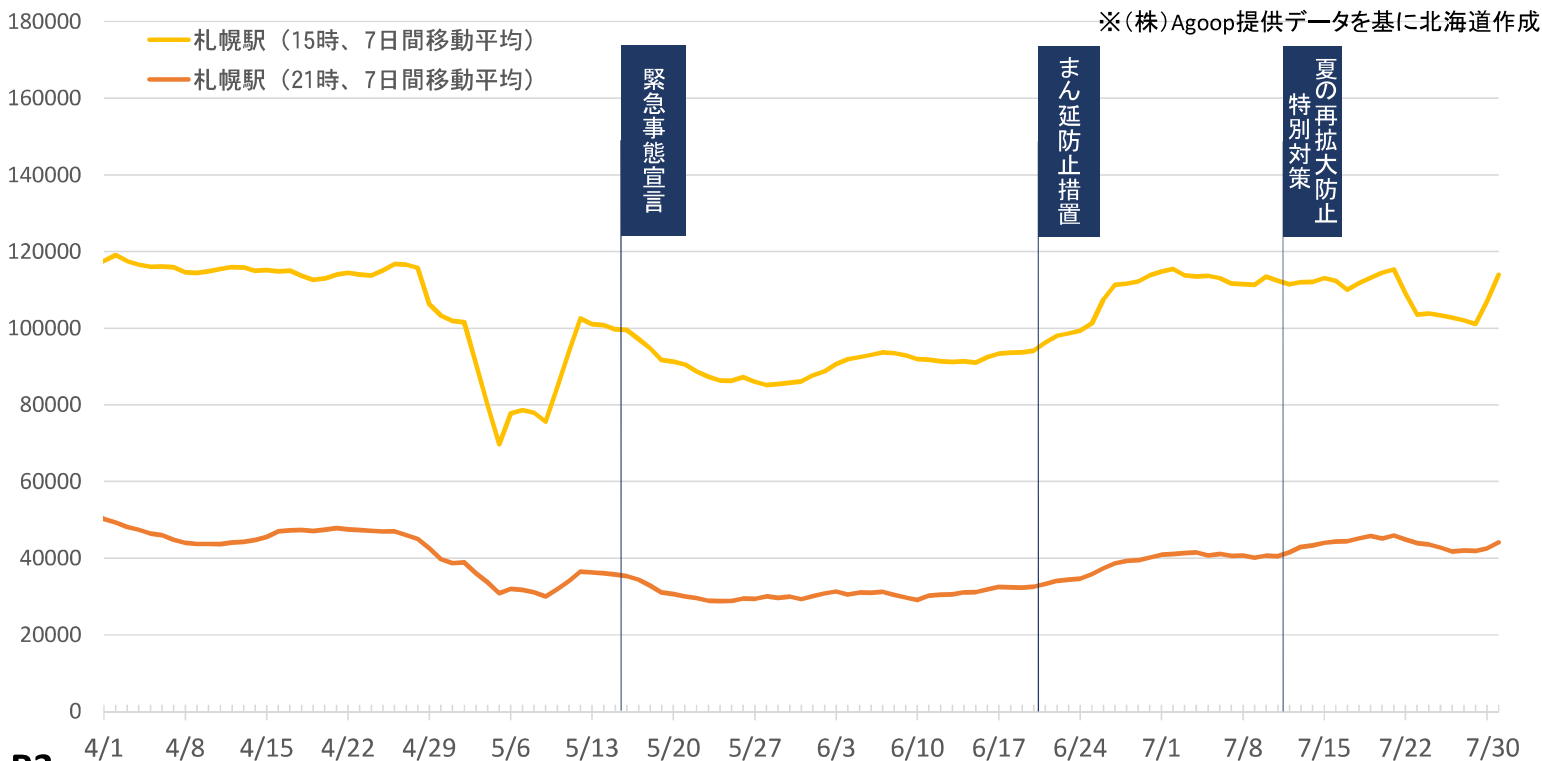
※スクリーニング検査数から検出不能な検体数を除いて陽性率を算出

※()は、うち札幌市の事例数

20

重点地域

札幌駅周辺の人出



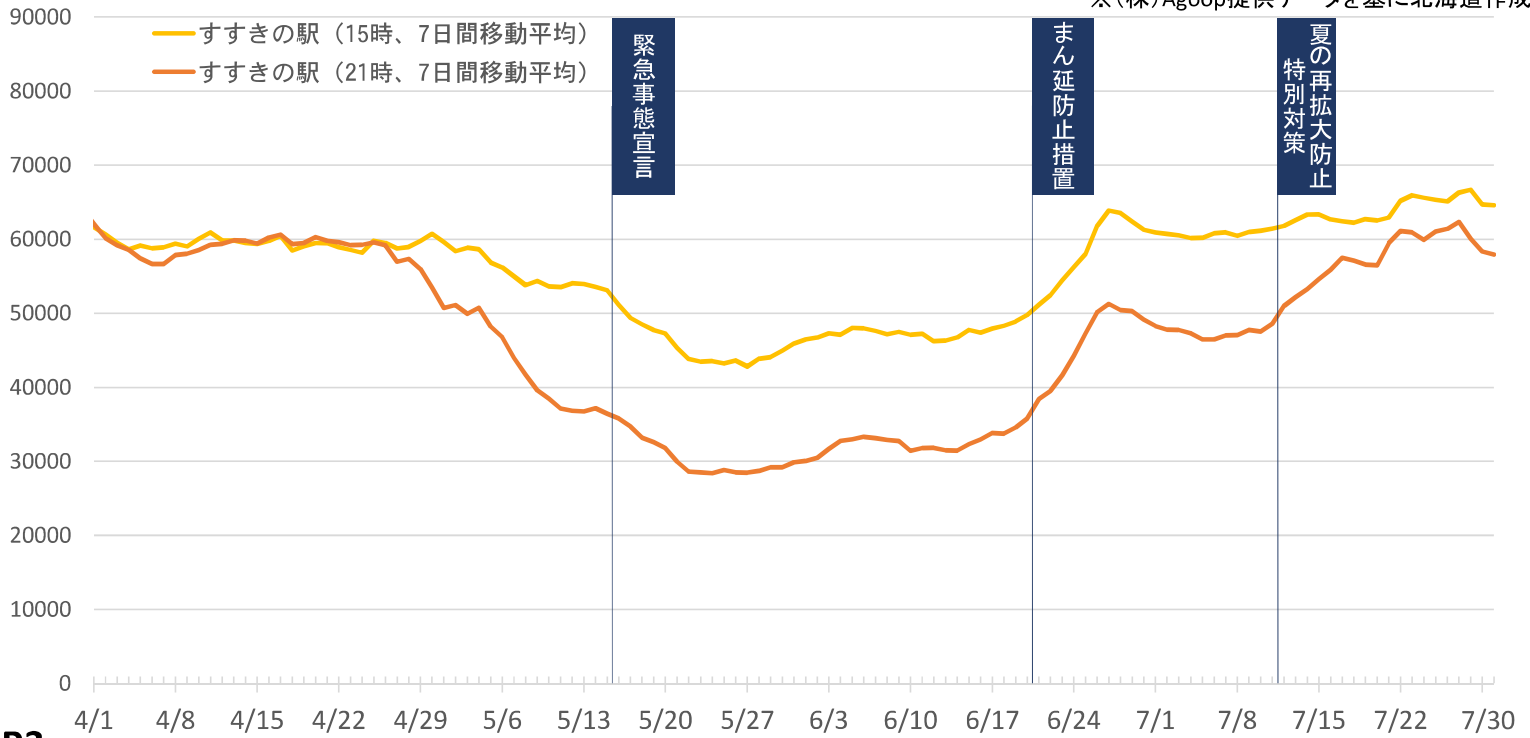
R3

① 緊急事態宣言前との比較(人)				② まん延防止等重点措置前との比較(人)				③ 夏の再拡大防止特別対策前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.7.30	(5/15比)		R3.6.20	R3.7.30	(6/20比)		R3.7.11	R3.7.30	(7/11比)
15時	99,695	113,894	(+14.2%)	15時	94,138	113,894	(+21.0%)	15時	112,410	113,894	(+1.3%)
21時	35,752	44,117	(+23.4%)	21時	32,540	44,117	(+35.6%)	21時	40,509	44,117	(+8.9%)

21

すすきの駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



R3

① 緊急事態宣言前との比較(人)				② まん延防止等重点措置前との比較(人)				③ 夏の再拡大防止特別対策前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.7.30	(5/15比)		R3.6.20	R3.7.30	(6/20比)		R3.7.11	R3.7.30	(7/11比)
15時	53,101	64,600	(+21.7%)	15時	49,760	64,600	(+29.8%)	15時	61,453	64,600	(+5.1%)
21時	36,440	57,942	(+59.0%)	21時	35,791	57,942	(+61.9%)	21時	48,548	57,942	(+19.4%)

北海道におけるまん延防止等重点措置

(案)

令和3年●月●日

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市内を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

措置区域

札幌市

※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。

期間

令和3年8月2日(月)～8月31日(火)

措置区域

【札幌市民及び札幌市内に滞在している皆様への要請①】

措置区域

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。

※国では、7月20日から8月31日まで、羽田、成田、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

（特に飲食の際は）

- ◆20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない。
（特措法第31条の6第2項）
- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。
（特措法第24条第9項）
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
（特措法第24条第9項）
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
（特措法第24条第9項）
- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。
（特措法第24条第9項）

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時までとする。（特措法第31条の6第1項）
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。
（特措法第31条の6第1項）
- ◆次の感染防止対策を実施する。（特措法第31条の6第1項）
 - ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
 - ・同一グループの入店は、原則4人以内
 - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
（特措法第31条の6第1項）
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。（特措法第24条第9項）

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】（8月2日～31日まで全期間(30日間)協力の場合）
 中小企業・個人事業者：1店舗あたり90万円～300万円、大企業：1店舗あたり最大600万円

人数上限
及び
収容率
(※1)○人数上限
5,000人

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

※ 8月2日までに販売されたチケットに限り、上記の記載事項を満たさずともキャンセル不要と扱う。8月3日以降は上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 9月1日以降に開催予定のイベントについても、本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

5

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する。(協力依頼)
- ◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

6

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、各競技団体等のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆原則休館とする。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

要請・協力依頼内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗(生活必需物資を除く)	◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	◆営業時間は5時から20時までとする。(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)

要請・ 協力依頼 内容	施設の 種類	内訳	要請・協力依頼内容
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、 演芸場、プラネタリウム など	◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項)
	集会・ 展示施設	集会場、公会堂、展示 場、貸会議室、文化会 館 など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く 周知する。(協力依頼)
	ホテル・ 旅館	ホテル、旅館(集会の用 に供する部分に限る)	◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大 声なし)、50%以内(大声あり)。 (特措法第24条第9項)
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、 スポーツクラブ、テーマ パーク、遊園地 など	◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催の 場合は21時まで)とする。(協力依頼)
	博物館等	博物館、美術館 など	◆映画館については、5時から21時までとする。 (協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを 含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)

その他の市町村

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆札幌市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。

※国では、7月20日から8月31日まで、羽田、成田、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

10

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)

◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)

11

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限る、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

※ 8月2日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 9月1日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

要請・
協力依頼
内容

◆職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する。(協力依頼)

◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)

◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、各競技団体等のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。

1-⑤
対策については、異論なし。但し、対策疲れ、対策慣れが起こっていると思われるため、発信の仕方が道民の琴線に触れ、行動変容につながるものになるように工夫していただきたい。

1-⑥
北海道におけるまん延防止等重点措置につきましては成案の通りです承す。措置案が1か月と長期に渡ることから、道民の皆様へ広く周知していただけるようご努力をお願いするとともに、各自治体に対しましては市・町・民・村民・村民へのPRと企業に対してもご協力をいただけるようアプローチをお願いする。

1-⑦
札幌市を区域とするまん延防止等重点措置の適用に併せて、更なる感染拡大を回避するため、飲食店等の営業や利用における対策を強化することはやむを得ないものと考えます。

1-⑧
現在の感染状況を考慮すると今回の「酒類の提供を行わない」などの厳しい措置はやむを得ない。ワクチン接種が少しでも早く進むように各自治体へのワクチン供給を宜しく願います。

2 市町村・関係団体の意見

2-①
夏の行楽シーズンに入り、ますます人の動きが活発化することが予想される。今回の「まん延防止等重点措置」の適用が人流抑制、感染抑止につながることを期待するものであるが、何としましても感染拡大が全道域に広がらないよう、特に道外に対して、来道そのものを減らす徹底した対策を講じる必要があると思われる。オリンピックのマラソン、競歩の札幌開催は、道内外から人が訪れる可能性が非常に高いため、「観戦自粛のお願い」ではなく、本当に観戦者がいなくなるような強いメッセージの発出が必要。もし観戦者が来た場合、その場にとどまることのないような徹底した密回避の対応が必要と考える。

2-②
本市におきましては、ここ数日、新型コロナウイルス感染症の感染者が新たに一定数発生しており、デルタ株への感染も複数確認されている。また、隣接する札幌市への対策強化により、本市への人の流れが増加すること懸念されることから、今後、本市の感染状況に拡大傾向が見られた際には、札幌圏という圏域に配慮いただき、迅速に対応を御検討いただきたい。

2-③

措置区域との往来を控えるためには、札幌市民がその他市町村に移動しないような措置を講じるとともに、その他市町村からの移動を抑制するためイベントなどの催しを措置区域内では控えることが必要と考える。

2-④

引き続き、道においても、本市と連携した感染症対策にご協力いただくほか、国に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分を強く求めていただくなど、より一層のお力添えをお願いします。

2-⑤

全般的に今回のまん延防止適用で、具体的な対策において、適用前と何が変わったのか、わかりづらい。この内容で危機感が道民に共有されるのか、危惧する。新たな具体的対策が設定しづらいことは理解するが、少なくともよりリスクが増していることを道民に伝わるようなメッセージの発信をお願いしたい。

少なくともオホーツク管内においては、感染者数が急増している。札幌市以外の地方においても、感染の急拡大が危惧されることを強いメッセージとして発信すべきである。

道内でも地方ではワクチン接種が進みつつある。一方で欧米では2回接種済者の感染が報告され、再び基本的な感染対策の徹底が叫ばれている。道内においても、ワクチン接種後の気の緩みが危惧されるので、ワクチンは重症化リスクの低減には極めて有効だが、2回接種後も感染のリスクはあること、ワクチン接種後も基本的な感染対策は継続する必要があることを今から啓発すべきである。

2-⑥

本来夏のかき入れ時の北海道としては厳しい状況にあることから、第5波後の大型経済対策をはじめ強力な支援策が望まれる。

また、今回の感染拡大については、感染経路不明が半数を超えており、分析した上での対策が難しい。今一度、基本に立ち戻り、ゼロベースで対策の見直しを進めるべきである。

特に、今回の札幌の飲食店等へは「酒類の提供は行わない」と今までよりもより強い対策となることから、飲食店だけに厳しい条件を課すのではなく、札幌市民及び滞在者へも、家庭内でも密にならない、接触機会を極力減らすなど、再度、強く訴えるべきであり、道民の前向きな協力なしに早期抑制は厳しいと考える。

飲食店、道民の理解のもと、双方の協力を得るべく、感染拡大の要因を分析し、丁寧に説明するようお願いしたい。

本州等からの来道に歯止めをかけるのは困難である。

ワクチンパスポートやPCR検査陰性確認など、国民自ら対策の上、移動するよう国から強いメッセージを発しているただよう、道からも促していただきたい。これが水際対策にもつなげるものと考えられる。

インバウンド等観光需要回復の際にも活用できることから、ワクチンパスポート・PCR検査陰性確認の活用を進めていただきたい。

2-⑦

札幌市における新規感染者数の状況から、措置区域とすることはやむを得ないものと考えられる。また、「飲食店等への要請」において、感染防止対策の有無に関わらず、一律「酒類の提供を行わない」としているが、酒類の提供を禁止することが有効な対策であることを、データ等を使って丁寧かつ明確に説明することが、道民、札幌市民の理解を得るために必要不可欠である。